

## 総合評価落札方式について

坂出市では、令和4年度から設計金額が3,000万円以上で、施工能力と入札価格とを総合的に判断することが適当と認められる建設工事において、総合評価落札方式を試行的に導入しています。

試行の結果を踏まえ、令和6年度より総合評価落札方式を本格導入とするとともに、評価項目を一部改正します。

### ① 技術提案の評価項目の追加

技術提案は、技術提案型の総合評価方式において、提案を求める項目で、当該工事において提案を求める事項について、技術的な工夫の具体的な提案を評価するものです。

令和6年度以降、現行の評価項目に⑤「脱炭素化に関する受注者の取組に関する事項」を追加します。

評価項目	評価細目	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
		配点	配点	配点	配点
①総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	工事内容に応じて、5項目程度を設定する。 ただし、「⑤脱炭素化に関する受注者の取組に関する事項」の評価細目は必須項目として設定する。	—	—	—	100
②工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項					
③環境・安全対策等、社会的要請に関する事項					
④将来にわたる品質確保に資する方策に関する事項					
<u>⑤脱炭素化に関する受注者の取組に関する事項</u>					

(具体例)

- ・低炭素型機械の使用
- ・低炭素建設材料の使用 等

※技術提案の評価項目、評価基準は工事内容により異なります。また、評価内容および評価基準は当該工事内容を考慮し、適宜設定することとしているので、必ず入札公告の内容を確認してください。

## ② 過去5年間における坂出市発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点

過去5年間における坂出市発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点の評価については、令和4年度は配点を「0点」、令和5年度は経過措置として「25点」を「12点」に縮小、令和6年度以降は工事成績実績数の蓄積状況を勘案しつつ現行の「25点」に戻す方向で検討することとしておりますが、令和6年度も引き続き「12点」に縮小します。

(評価基準および配点)

評価基準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
82点以上	25【12】	25【12】	25【12】	25【12】
81点以上 82点未満	23【11】	23【11】	23【11】	23【11】
80点以上 81点未満	21【10】	21【10】	21【10】	21【10】
79点以上 80点未満	19【9】	19【9】	19【9】	19【9】
78点以上 79点未満	17【8】	17【8】	17【8】	17【8】
77点以上 78点未満	15【7】	15【7】	15【7】	15【7】
76点以上 77点未満	13【6】	13【6】	13【6】	13【6】
75点以上 76点未満	11【5】	11【5】	11【5】	11【5】
74点以上 75点未満	9【4】	9【4】	9【4】	9【4】
73点以上 74点未満	7【3】	7【3】	7【3】	7【3】
72点以上 73点未満	5【2】	5【2】	5【2】	5【2】
71点以上 72点未満	3【1】	3【1】	3【1】	3【1】
71点未満または坂出市発注工事の成績評点なし	0【0】	0【0】	0【0】	0【0】

【 】の中が令和6年度の配点

### ③ 企業評価型の見直し

企業評価型とは、設計金額が3,000万円以上1億円未満の建設工事において適用する企業の工事成績評点や地域精通度等により評価を行うものです。

企業評価型には、通常型と若年・女性技術者育成型の二種類がありましたが、令和6年度以降は、若年・女性技術者の配置評価を全ての企業評価型に適用します。

併せて、評価対象の配置職務として、主任（監理）技術者のほかに、現場代理人を追加します。

評価基準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
<u>若年（35歳未満）または女性の主任（監理）技術者 または現場代理人の配置</u>	10	-	-	-
上記以外	0	-	-	-

若年の技術者または現場代理人を配置する場合は、土木施工管理技士などの国家資格合格証明書等の生年月日を記載したものの写しを添付すること。また、女性の技術者または現場代理人を配置する場合は、健康保険証、パスポート等の性別を記載したものの写しを添付すること。

なお、入札参加資格確認資料に記載された配置予定技術者と同一でない場合、配置予定技術者の記載のない場合等、確認のできない場合は評価対象となりません。

また、配置予定技術者の変更については、真にやむを得ない理由（退職、病気等）以外では認められません。ただし、上記理由等により交代が認められた場合において、入札時に評価された点数以上の技術者を配置できない場合は、工事成績の減点および違約金徴収の対象となりますので、十分に留意ください。

#### ④ 地域精通度（営業拠点）の配点の見直し

---

社会性・地理的条件の評価のうち、地域精通度（営業拠点）の配点を下記のとおり改正します。

##### 【現行】

評価基準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
市内に建設業法上の主たる営業所あり	10	10	10	10
市内に建設業法上の営業所あり	5	5	5	5
市内に建設業法上の営業所なし	0	0	0	0

##### 【改正後】

評価基準	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
	配点	配点	配点	配点
市内に建設業法上の主たる営業所あり	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>
市内に建設業法上の営業所あり	5	5	5	5
市内に建設業法上の営業所なし	0	0	0	0